

特定非営利活動法人 あいびす福祉会 定款

第1章 総則

第1条 (目的)

本会は、地域社会を個人の人権が尊重された豊かで住みよいものにするために助け合いの精神で民間非営利の福祉活動を行い、子供の健全育成及び福祉の増進とまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

第2条 (名称)

本会は、特定非営利活動法人「あいびす福祉会」と称する。

第3条 (事業)

本会は、第1条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法別表1号、3号、8号及び11号に該当する次の事業を行う。

- (1) 介護保険法に関する事業
- (2) グループホーム、訪問介護、食事サービス、福祉除雪、移送サービス、通所介護、短期入所、高齢者福祉相談、安心コール、成年後見制度等に関する生活支援事業
- (3) 研修、啓発等に関する事業
- (4) 託児所に関する事業
- (5) その他前各号の事業に附帯する事業、及び本会の目的を達成するための事業

第4条 (収益事業)

本会は、事業活動の円滑な遂行に資するため次に掲げる収益事業を行うことができる。

- (1) 役務の提供
- (2) 多目的ホール及び駐車場等、施設の貸し出し
- (3) 食堂・売店等の一般開放
- (4) 物品の貸与及び販売

第5条 (事務所)

本会は、事務所を札幌市に置く。

第2章 会 員

第6条 (会員の種類)

本会の会員は、次の2種とし特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 団体会員 この会の目的に賛同して加入した任意の団体及び法人
- (2) 個人会員 この会の目的に賛同して加入した個人

第7条 (加入)

本会に会員として加入しようとする者は、加入申込書に初年度の会費を添えて申し込まなければならない。ただし、理事会が認めたものについてはこの限りでない。

2. 加入の承認は、理事会が行う。
3. 初年度会費の金額等は、総会の議決を経て別に定める。

第8条 (会費)

会員は会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについてはこの限りでない。

2. 会費の種類、金額、納入方法等は、総会の議決を経て別に定める。

第9条 (会員の資格喪失)

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 脱退したとき
- (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

第10条 (脱退)

本会を脱退しようとする者は、脱退届を理事会に提出することにより任意に脱退することができる。

第11条 (除名)

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した会員の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。この場合その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第12条 (会費等の不返還)

会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員等

第13条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上9名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
2. 理事のうち代表理事1名
3. 専務理事1名、常務理事2名以内をおくことができる。

第14条 (役員を選任)

役員は総会において選任する。選任の方法は、総会の議決を経て別に定める。

2. 代表理事、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。

第15条 (役員職務)

代表理事は本会を代表し、その業務をとりまとめる。

2. 専務理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、席次の順に従いその職務を代行する。
3. 理事は、業務を執行する。
4. 監事は、特定非営利活動促進法第18条に定める職務を行う。

第16条（役員任期）

役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする
3. 役員は、辞任又は任期満了後において後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（役員解任）

役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席した会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

第18条（役員報酬）

役員には、報酬を支給しない。ただし常勤の役員には役員総数の3分の1以下の範囲内で、総会の議決により報酬を支給することができる。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第19条（事務局）

本会に事務局を設ける。

2. 事務局に職員を置く場合、代表理事がこれを任命する。
3. 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 会議

第20条（種別）

本会の会議は総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

第21条（構成）

総会は、会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

第22条（権能）

総会は、この定款で別に定めるもののほか、事業活動計画及び収支予算、事業活動報告及び収支決算、その他本会の運営に関する重要な事項を議決する。

2. 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 理事会として総会に付議する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第23条（開催）

通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めるとき。
 - (2) 会員の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき
 - (3) 特定非営利活動促進法第18条第4号に定めるところにより監事が招集するとき。
3. 理事会は、次のいずれかの場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めるとき。
 - (2) 理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき
 - (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき

第24条（招集）

会議は、前条第2項第3号に定める場合を除き代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第2項第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に会議を招集しなければならない。前条第3項第2号及び第3号に定める場合には、請求の日から14日以内に会議を招集しなければならない
3. 会議を招集する場合は、会員又は理事（以下「構成員」という）に対し会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第25条（議長）

総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。理事会の議長は、理事の中から選出する。

第26条（定足数）

会議は、構成員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第27条（議決）

会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第28条（書面表決等）

やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

第29条 (議事録)

会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の総数
- (3) 総会にあってはその会議に出席した構成員の数、理事会にあってはその氏名（書面による表決者及び表決の委任者を含む）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

第30条 (資産の構成)

本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

第31条 (資産の管理)

本会の資産は、理事会の議決に基づいて代表理事がこれを管理する。

第32条 (経費の支弁)

本会の経費は、資産をもって支弁する。

第33条 (事業会計、予算及び収支決算)

本会の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

2. 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度、代表理事が作成し総会の議決を経なければならない。
3. 収支決算は、毎事業年度終了後速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

第34条 (暫定予算)

前条第2項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、収支予算成立までの期間に係る暫定予算を作成し、収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第35条 (事業年度)

本会の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

第36条（収益事業の会計）

収益事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

第6章 解散及び定款の変更

第37条（解散）

本会は、総会の議決による解散をするときは、総会において会員総数の3分の2以上の承諾を得て解散することができる。

第38条（定款の変更）

この定款は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得変更することができる。この場合、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除き、北海道の認証を受けて効力を得る。

第7章 雑則

第39条（公告）

本会の公告は、事務所の掲示場に掲示して行う。

第40条（雑則）

この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この定款は、本会の成立の日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は、別紙役員名簿の通りとしその任期は2002年6月30日までとする。
3. 本会の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. 本会の設立当初の事業年度は、成立の日から2001年6月30日までとする。